

平成 28 年度横須賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯
決議

共働きの家庭やひとり親家庭など、働きながら子育てを行っている家庭において、放課後及び学校の長期休暇の際に小学生が過ごす場として学童クラブは重要な役割を担っている。

そのような学童クラブについて本市では、全て保護者会や法人などが事業者として運営しており、市は一定の要件を満たした学童クラブに対し、運営費などの補助を行っている。

その運営費補助において、補助要件を満たしていないにもかかわらず、職員配置数や在籍児童数の実態を偽って報告し、補助金を不正受給している学童クラブがあり、市は同クラブに対し、平成28年度に行った補助金の交付決定を取り消した。これに伴い、平成28年度決算の歳入において、本来、国・県から入るべき補助金約343万円が交付されないことが明らかになった。

このことにより、市は、当該学童クラブに対し、交付済補助金の全額である712万3千円の返還を求め、同クラブは分割により返還を行うこととなったが、平成29年度においては、書類の整備を含め、運営上の不備の是正が確認されたこと、当該クラブを利用する児童が引き続き在籍している等の理由により、同クラブに対し、補助金を交付している。

本市における学童クラブへの補助金交付は、「放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」等により行われているが、交付に際し、虚偽の報告等、不正があった場合の罰則はなく、加えて、今回のように不正があったクラブに対し、どのようなことを行えば補助金を再び交付できるかといった明確な客観的基準も存在しない。

また、市は、同クラブについて、平成27年11月に現代表者が前代表者から運営を引き継ぐことになったことを認識し、当初、適切な説明を行ってはいったものの、その後、なれない運営を行っていることも想定される中で、運営状況の聞き取りや助言等を積極的に行っていたとは言いがたい状況であり、もう少し寄り添った対応も必要だったのではないかと考える。

よって、市におかれては、今後、同様の事案が発生しないよう、「放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」を早急に見直し、再発防止に努め

るとともに、本市の放課後児童健全育成において重要な役割を担っている全ての学童クラブを市として全面的に支えるために、適切な指導監査を行うとともに、助言を行い、学童クラブが継続的・安定的かつ公正な運営ができるような制度構築に早急に取り組まれるよう強く要望する。

(提出年月日) 平成 29 年 10 月 16 日

(議決年月日) 平成 29 年 10 月 16 日

(議決結果) 可決 (全会一致)